

2020年7月6日

プラスチック製買物袋（レジ袋）有料化Q & A

全国石油商業組合連合会

「経済産業省・有料化に関する相談窓口」TEL：0570-000930に確認

質問1. 7月1日から「レジ袋有料化」が義務付けられるということだが、守らない場合に罰則規定はあるのか

回答: レジ袋有料化に限った罰則(罰金等)はないが、レジ袋有料化を行わなかった場合、業界を所管する省庁(当業界であれば経済産業省)から、指導があることは考えられる。

(ご参考)

「容器包装リサイクル法」には罰則規定があるが、これは年間50トン以上のプラスチック製の袋・容器を使用する事業者が、法令で課せられた報告等の義務を果たさない場合の罰則規定であり、レジ袋有料化に限った罰則は、今のところ規定されていない。

質問2. 自社で使用しているプラスチック製買物袋が有料化の対象となるか、対象外となるかが分からない。どのように判断すればよいのか。

回答: 今回の有料化の対象となる袋は、①プラスチック製であること、②持ち手(のような形状のものを含む)が付いていること、③袋に入れるものが商品であること、④袋の利用を消費者が選択できること、の4項目を全て満たすものである。順番に「該当する・しない」を確認し、1つでも該当しない項目があれば対象外となる。

質問3. 現在、持ち手の付いた形のプラスチック製買物袋として灯油缶カバーを提供しているが、持ち手は袋を持つためにではなく、袋を結ぶために使われている。この場合でも有料化となるのか。

回答: なる。有料化の対象となるのは「消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買物袋(プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン2.(2)参照、下図Aに該当)」とされているが、持ち手の部分を持つか否かが問題ではない。持ち手(持ち手となりうる形状のものを含む)が付いている袋は全て有料化の対象となる。

※灯油缶カバー仕入先に有料化の対象か否か、確認することを推奨する。

なお、ENEOSトレーディング(株)が扱う灯油缶カバーは下図Bに該当し、有料化の対象外。



- 質問4. 例えば、「灯油 18L 1, 800円 袋代込み」のような、レジ袋料金込みの値段を提示してもよいか。
- 回答: レジ袋料金込みの値段を提示することは可能。ただ、袋代がわかる形で表示する必要がある。
例示では袋代が表示されていないので、この場合「灯油 18L 1, 800円(内袋代●円)」とする必要がある。一方で、当然のことながら、袋代と商品代を別々に表示することは問題ない。
- 質問5. 袋代込みで価格表示をしたときに、購入者が袋利用を辞退した場合、1, 800円から袋代金を差し引かなければならないのか。
- 回答: 購入者が袋の利用を断った時には袋代を差し引かなければならない。
- 質問6. 有料化の対象となる袋(灯油缶カバー)を1枚5円として、購入者に、例えば次回購入時に使える割引クーポン(袋代と同額の5円値引きクーポン)等を渡すことは可能か。
- 回答: 袋が有料化されたことで、袋を購入した消費者に値引きやクーポン券を渡すことは認められている。しかし、袋代と同額、即ち袋代を帳消しにするような値引き、クーポン券の発行は認められていない。
理由は、同額であれば袋代が帳消しになるので、「有料化にならない」から。よって、袋代が帳消しにならない額(本例では4円)までの値引き、クーポン券発行は問題ない。
- 質問7. 有料化対象となる袋を提供しているが、価格はどのように設定すればよいか。
- 回答: 袋の価格は事業者が自由に設定する。ただし、袋「1枚毎」に「1円以上の価格を設定」しなければならない。「1枚0.5円」、「1枚目3円、2枚目以降無料」、「3枚で5円」等の価格設定は不可であるので、注意が必要。また、袋代の売上(消費税は10%)を収益とすることも、環境保全事業や社会貢献活動に寄付することも可能。
- 質問8. セルフSSでは灯油缶カバーを無料サービスとして計量機のそばに置き、購入者が自由に利用しているケースが殆どだと思うが、このような方法を継続してよいのか。
- 回答: 有料化の袋(図A)を提供しているのであれば、利用を希望する方のみ料金をお願いして袋を渡す対応が必要となる。セルフSSで灯油袋を計量機のそばに置いたままにしておくことは、お金を払わずに袋を持っていかれることに繋がるため、今後難しくなる。
有料化対象外の袋(図B)を提供しているのであれば、現状の対応を継続することは問題ない。
- 質問8. タイヤ交換の時に、夏用(冬用)タイヤを入れるプラスチック製の袋を提供している。この袋は有料化の対象となるか。
- 回答: 提供している袋が「持ち手が付いていない袋(図B)」である＝有料化の対象外。
提供している袋が「持ち手の付いた袋(図A)」である＝以下① or ②
- ①袋に入れる物が「顧客のタイヤ」である＝「商品」には該当しないので有料化対象外。
 - ②袋に入れる物が「購入したタイヤ」である＝「商品」を入れるので有料化の対象。